

『看護師をめざす人のための関係法規』補遺と正誤表

(2016年3月)

## ■『看護師をめざす人のための関係法規』補遺

2013（平成25）年3月本書刊行後の法改正や新法制定に基づき、主要な変更点を当該章順に概説する。本文に合わせて、小見出しごとに説明を加えていく。

最大のポイントは、2014（平成26）年6月、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が可決・成立し、関連する保健師助産師看護師法、医療法、介護保険法などが改正されたことである。

### 第1章 医療従事者に関する法律

#### 1 保健師助産師看護師法の改正（平成27年10月1日施行）

特定行為を行う看護師の研修制度の創設（第37条の2、3、4を挿入）

医療の高度化・複雑化が進むなかで、チーム医療・在宅医療等を推進していくため、医師または歯科医師の判断を待たず、手順書により一定の診療の補助を行える看護師を養成・確保していくことをめざしたものである。特定行為を行う看護師は、厚生労働省が指定する研修機関において特定行為研修を受けなければならない。特定行為および特定行為区分は、38行為・21区分が定められた。この研修制度により、たとえば、在宅療養中に脱水を繰り返す患者に対して、訪問看護師が脱水の可能性を疑った場合、研修を修了した看護師であれば、医師への報告とその指示を待たずに、あらかじめ医師または歯科医師が当該患者について作成した手順書に定めた範囲内の点滴等を行うことができることとなった。看護師はその結果を医師または歯科医師に報告する必要がある。

#### 2 看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正（平成27年10月1日施行）

ナースセンターによる看護職員の復職支援強化（第15条～第16条の5）

保健師助産師看護師法に規定される看護師等は、離職時等には住所、氏名などの一定事項を都道府県ナースセンターに届け出ることが努力義務とされた。届け出が必要なのは、①病院などを離職した場合 ②看護師等の業務に従事しなくなった場合 ③免許を取得後、すぐに看護師等の業務に従事しない場合であり、③の看護学生がすぐに看護職として就業しない場合、学校・養成所が代わって届け出ができることとされ

た。

都道府県ナースセンターは、公共職業安定所（ハローワーク）と連携しながら、無料の職業紹介事業を行っており、今回の法改正は、離職者のナースセンターへの登録を増加させ、登録した離職者に再就職につながる支援を行えるよう機能強化を図るものとしたものである。

### 3 その他の医療従事者の業務範囲等の見直し

#### 診療放射線技師の業務範囲の見直し

放射線の照射等に関連する行為（造影剤の血管内投与などを業務範囲に追加した。

病院または診療所以外の場所で、健康診断として胸部 X 線撮影を行う場合には、医師・歯科医師の立会いを不要とした。

#### 臨床検査技師の業務範囲の見直し

検査のための検体採取（鼻腔拭い液による検体採取など）を業務範囲に追加した。

#### 歯科衛生士の業務実施体制等の見直し

歯科衛生士が法第 2 条に定める予防処置を実施する際には、歯科医師の指導の下に行うこととし、「直接の」指導（常時

の立会い）までは要しないこととした。

あわせて、法の本則上、歯科衛生士は「女子」に限定され男子については附則により準用していたものを、本則上も「女子」を「者」に改正した。

## 第 2 章 医療に関する法律

### 1 第 6 次医療法改正（平成 26 年 4 月以降、項目により順次改正）

#### 病床機能報告制度の創設

地域における病床の機能分化を推進するため、高度急性期機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能の 4 区分により、具体的な医療の内容、構造設備、人員配置等を毎年 10 月末日までに都道府県知事に報告することを、一般病床または療養病床を有する病院または診療所の管理者に義務づけた。

#### 地域医療構想の策定

地域医療構想とは、都道府県が、地域医療構想の構想区域を設定し、構想区域における病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要数などを盛り込んだ、2025 年にめざすべき医療提供体制の構想である。都道府県はその策定にあたって、病床機能報告の内容、地域の医療需要の動向、医療従事者および医療提供施設の配置の状況の見直しなどを勘案しなければならない。

### 医療従事者の確保および勤務環境の改善

今後の医療提供体を整備していくためには、その支え手である医療従事者の確保およびその勤務環境の改善が必要であり、そのために、病院および診療所、都道府県、国がそれぞれの立場から協力しつつ、その役割を果たしていくこととされた。

### 医療事故調査制度の創設

医療事故が発生した医療機関における調査報告を、民間の第三者機関である「医療事故調査・支援センター」が収集・分析することで再発防止につなげる仕組みを創設した。

### 臨床研究中核病院制度の創設

革新的な医薬品・医療機器の開発などに必要となる質の高い臨床研究を推進していくため、国際水準の臨床研究や医師主導の治験などに中心的な役割を担う「臨床研究中核病院」の制度を創設した。

## 第3章 薬務に関する法律

### 1 薬事法

薬事法を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（略称：医薬品医療機器等法）へ名称変更（平成26年11月25日施行）

名称に医療機器を明示するとともに、医薬品、医療機器等の安全かつ迅速な提供の確保を図るため、添付文書の届出義務の創設、医療機器の登録認証機関による認証範囲の拡大、再生医療等製品の条件および期限付き承認制度の創設等が図られた。

## 第5章 医療・福祉に関する法律

### 1 医療保険法関連

#### 1) 2015年医療保険制度改革

持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法等の一部を改正する法律による医療保険制度改革が成立した。

### 国民健康保険の安定化

これまで国民健康保険の保険者は市町村が担ってきたが、2018（平成30）年度より、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を果たし、

制度を安定化させることとなった。改革後も市町村は引き続き、被保険者証の発行や保険料徴収、きめ細かな保健事業を実施していく。

### 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

実施することとした。

被用者保険者間で75歳以上の医療費を支えよう後期高齢者支援金について、より負担能力に応じた算定方式とする観点から、2017（平成29）年度に向けて段階的に全面総報酬割を

### 負担の公平化等

ただし、低所得者、難病患者等の負担は引上げない。

健康保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限を121万円から139万円に引き上げることとした。

### 患者申出療養の創設

保険外併用療養費の拡大が行われ、評価療養（大学病院の先進医療など）および選定療養（差額ベッド、金歯など）に加え、新たに「患者申出療養」が支給対象になった。患者申出療養とは、高度の医療技術を用いた療養で、その療養を受けようとする者の申出に基づき、療養の給付の対象とすべきか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から厚生労働大臣が定める。患者による申出は、当該療養を行う臨床研究中核病院の開設者の意見書等を添えて行うこととされた。

## 2) 2015（平成27）1月施行の健康保険法施行令改正

### 出産育児一時金を39万円から40.4万円に引上げ

を含めた支給額は従来と同様に42万円を維持することとされた。

### 高額療養費等の所得区分を3段階から5段階へ

所得者（市町村住民税非課税）の5段階とした。

黒字傾向が続いた産科医療補償制度の掛金変更（3万円→1.6万円）を踏まえて、出産育児一時金および家族出産育児一時金を、現行の39万円から40.4万円に引き上げた。掛金を

70歳未満の高額療養費および高額介護合算療養費の算定基準額の所得区分について、①標準報酬月額83万円以上 ②同5～79万円未満 ③同28～50万円未満 ④同26万円未満 ⑤在

## 2 介護保険法関連

### 自己負担の引上げ

2015（平成27）年8月より、一定以上の所得のある者について、利用者負担が1割から2割に引上げられた。

## 介護予防・日常生活支援総合事業の創設

これまで要支援1,2の介護予防サービスとして行われてきた「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」は、市町村が「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施する「訪問型サービス」「通所型サービス」へ移行することとなった。提供されるサービスの内容は市町村によりバラツキがでると見込まれている。

## 第6章 看護師として知っておきたいその他の法律

### 1 労働法関連

#### 過労死等防止対策推進法の制定

過労死、過労自殺の社会問題化を背景に、2014年通常国会において過労死等防止対策推進法が成立した。同法では、過労死等の実態を明らかにした成果を取り組みに活かし、国・自治体・事業主等が密接に連携しながらその対策を推進することが基本理念とされた。

#### ストレスチェックの義務化

深刻化するメンタルヘルス問題への対応として、労働安全衛生法第66条の10が新設され、労働者に対する心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）が2015年12月より従業員50人以上の事業所で義務化された。あわせて医師による本人への通知と面接指導、作業軽減措置などを行うことが事業者に義務づけられた。

#### 看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドラインの策定

2013年3月、日本看護協会は、「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」をまとめ、公表した。このガイドラインは、冊子の形で全国の病院に2部ずつ配布されるとともに、日本看護協会のホームページでも全文を見ることができる。

### 2 個人情報保護法関連

#### マイナンバー制度の拡大に対応した個人情報保護法の改正

2015年10月から国民全員にマイナンバーが通知され始め、2016年1月より税金や社会保障、災害関連の行政手続きに利用が開始された。2015年9月に成立した改正マイナンバー法により、2018年1月からは預金者の同意があれば、口座番号とマイナンバーを結びつける「ひも付け」が可能となる。これにより政府は個人の所得だけでなく金融資産情報も管理できることになり、脱税や年金不正受給の防止を狙っている。一体的に議論された改正個人情報保護法では、個人情報を匿名加工すれば本人の同意な

しに売買できるようになった。この「ビッグデータ」の有用性の確保に対して、個人情報<sup>1</sup>の使われ方などを監視する第三者機関「個人情報保護委員会」が2016年1月に<sup>2</sup>設された。

森田慎二郎（東北文化学園大学教授）

■『看護師をめざす人のための関係法規』正誤表

頁	行	誤	正
1	下から5	50万円今	50万円以下
27	下から2	自己によって	事故によって
37	表5段目	全治10日の障害	全治10日の傷害
44	上から8	厚生労働大臣省令	厚生労働省令
46	表10段目	保健師, 助産師, 助産師,	保健師, 助産師, 看護師,
71	上から6	4-7 臨床工学技師法	4-7 臨床工学技士法
80	1997年	地域医療支援病院制度の増設	地域医療支援病院制度の創設
97	上から2	医療部外品	医薬部外品
102	上から14	医療部外品	医薬部外品
105	上から16~18	麻薬施用者は, ……略……である(法2条)。	(2行目にあり。削除)
141	上から4	かつ労働の対象として	かつ労働の対価として
154	下から7	つまり, 前者の場合は	つまり, 後者の場合は
208	下から9	ニューマン	ヒューマン